

**軽井沢町版レッドデータブック策定業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

軽井沢町 環境課 環境政策係

1 目的

この要領は、軽井沢町版レッドデータブック策定業務委託について、豊かな創造性と高い技術力、豊富な経験を有する者を公募型プロポーザルにより選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度 町単 軽井沢町版レッドデータブック策定業務委託

(2) 業務場所（調査対象範囲）

軽井沢町内全域

(3) 業務目的

軽井沢町における希少動植物のレッドデータブック、レッドリスト及び全種目録を作成し、野生動植物の保護対策を講じる上での基礎資料、生物多様性の保全とその持続的な利用の普及啓発及び開発行為と自然保護の調整（環境アセスメント等）を図る上での基礎資料として活用していくことを目的とする。

(4) 業務内容

別紙仕様書（案）のとおり

(5) 履行期間

契約締結日の翌日から令和10年3月24日まで

(6) 委託金額（提案参考額）

委託金額は、70,900千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「税込」という。）を上限とする。

(7) 発注者

軽井沢町長 土屋 三千夫

3 プロポーザルの概要

(1) 実施スケジュール

【公告】令和7年4月4日（金）

【参加登録期間】公告の日から令和7年4月25日（金）午後5時まで

【質問書の提出期限】令和7年4月14日（月）午後5時まで

【質問に対する回答期限】令和7年4月21日（月）

【参加表明書等の提出期限】令和7年5月2日（金）午後5時まで

【審査】令和7年5月14日（水）予定

【契約締結】令和7年6月 予定

(2) 選定結果の発表

審査の結果は、文書で速やかに通知する。なお、選定結果についての問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

(3) 要領等の配布

町ホームページからダウンロードすること。

(URL: <https://www.town.karuizawa.lg.jp/page/7482.html>)

(4) 選定方法

審査方法	備考
提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングにより評価	最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

(5) 担当部署

〒389-0192 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2381 番地 1

軽井沢町 環境課 環境政策係

【電話】 0267-45-8556 (直通)

【FAX】 0267-46-3165

【E-mail】 kankyoseisaku@town.karuizawa.nagano.jp

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 軽井沢町財務規則（昭和 53 年輕井沢町規則第 3 号）第 105 条第 2 項の規定による競争入札参加資格者名簿（業種：コンサル（環境調査又は生態系調査）又は物品役務（計画等策定業務））に登録がある者であること。なお、登録をしていない者においては、5 の参加登録の際に登録がある者と同等の資格があることを確認するための書類を提出し、確認を受けること（必要書類は、「3 プロポーザルの概要の(5)の担当部署」に確認すること）。
- (2) この公告日から契約締結の時までの間に、軽井沢町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱に基づく入札参加等停止の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に該当しない者であること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 管理技術者が、技術士（建設部門：建設環境又は環境部門：自然環境保全）の資格を有していること。また、担当技術者を置き、うち 1 名以上が生物分類技能検定 2 級以上（動物部門及び植物部門）の登録者であること（生物分類技能検定 2 級以上（動物部門）を保有する者と生物分類技能検定 2 級以上（植物部門）を保有する者は同一の者でなくともよい）。

5 参加登録

本プロポーザルへの参加には、事前に参加登録が必要となる。

(1) 参加登録に必要な提出書類

ア 参加登録申込書（様式1）

イ 法人登記簿謄本の写し

ウ 競争入札参加資格者名簿（業種：コンサル）に登録をしていない者においては、登録がある者と同等の資格があることを確認するための書類

(2) 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）又は
郵送（配達証明付き書留郵便とし提出期限内必着）

(3) 提出期限 令和7年4月25日（金）午後5時まで

(4) 提出先 「3 プロポーザルの概要の(5)の担当部署」

(5) その他 ア 参加登録申込書提出後に辞退する場合は、令和7年5月2日（金）
午後5時までに辞退の理由を記載した書面（任意様式）を提出先に提出すること。

イ 登録期間内に参加登録申込書を提出しなかった者は、本プロポーザルに参加できない。

6 質問事項の受付及び回答

本プロポーザルに係る質問及び回答は、次のとおりとする。

(1) 提出様式 質問書（様式2）

(2) 提出期限 令和7年4月14日（月）午後5時まで

(3) 提出先 「3 プロポーザルの概要の(5)の担当部署」

(4) 提出方法 電子メールによる提出（電話により提出先へ受信を確認すること。）

(5) 回答 令和7年4月21日（月）までに町ホームページにて公表する。

7 参加表明書、企画提案書及び業務実施体制表

参加登録を行った者は、参加表明書、企画提案書及び業務実施体制表を提出すること。

(1) 提出部数 10部（1部ごとに左上をクリップで留めること。）

(2) 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）又は
郵送（配達証明付き書留郵便とし提出期限内必着）

(3) 提出期限 令和7年5月2日（金）午後5時まで

(4) 提出先 「3 プロポーザルの概要の(5)の担当部署」

(5) 参加表明書

参加表明書は、様式3により作成すること。

(6) 参加表明書添付書類

ア 会社概要書（様式4）

イ その他必要な添付書類

- ① 業務実績を証する書類（パンフレット等を含む）
- ② 配置予定の技術者の資格免許証の写し
- ③ 見積書（税込）（任意様式）※見積金額の内訳書・明細書を添付すること。

(7) 企画提案書（任意様式）

仕様書に記載の業務内容に沿って、効率的、効果的な業務を行うための具体的な提案を行うこと。また、過去の文献等で軽井沢町内に生息が確認された全ての動植物のうち、軽井沢町の自然史的特徴等を踏まえ、レッドリストの対象として選択する具体的な分類群（例：維管束植物、植物群落、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫のうちチョウ目、カゲロウ目、バッタ目、ハチ目など、その他無脊椎動物など）を選択理由とともに提案すること。（A3用紙3枚以内とし、本文の文字は12ポイント以上とすること）。

(8) 業務実施体制表（任意様式）

仕様書に記載の業務を実施するための従業員配置人数、役割分担、担当者の所持資格等について記載し、精度の高いレッドデータブック策定を行うための実施体制について提案すること（A4用紙1枚とし、本文の文字は12ポイント以上とすること）。

8 審査

次のとおり審査委員会においてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

(1) 実施日時及び場所

- ア 日時 令和7年5月14日（水）
- イ 場所 軽井沢町役場 2階 第3・4会議室
- ウ その他 集合時間、集合場所等は、参加者に別途通知する。

(2) 実施方法及び留意事項

- ア 提案者ごとに40分（プレゼンテーション20分・ヒアリング20分）で審査する。審査の順番は、参加表明書、企画提案書及び業務実施体制表を軽井沢町に提出した順とする。
- イ プレゼンテーションは、提出された参加表明書、企画提案書及び業務実施体制表を基にスクリーンを使用して説明すること。
- ウ 提出された参加表明書、企画提案書及び業務実施体制表は、担当部署において審査委員に配付する。
- エ スクリーンで表示するデータを収めたCD-R等は、当日持参し、説明に用いること。なお、審査委員会終了後、当該CD-R等を提出すること。
- オ 担当部署に提出した「参加表明書、企画提案書及び業務実施体制表」以外の資料の配付は認めない。

カ スクリーンとプロジェクター（メーカー：EPSON、品番：EB-2245Uを予定）は軽井沢町が用意し、接続するパソコンは提案者が持参すること。なお、パソコンの設置準備時間は、プレゼンテーションの時間から除く。

キ プレゼンテーションの時間延長は一切認めない。

ク 審査への参加者は、5名以内（パソコン等の操作をする者を含む。）とし、パソコンの操作は、参加者が行うものとする。

ケ 審査を欠席、遅刻した場合は、受注意思がないものとし、審査の対象としない。

コ ヒアリングでは、審査委員からの質問に対して回答することとし、提案者から審査委員への質問は認めない。

サ 公平性、透明性及び客観性を期するため、会社名や所属等を名乗るなどの行為はしないこと。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは、「A者」、「B者」等所属を伏せて行う。

9 審査基準

- (1) 審査は、審査委員会において、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を総合的に評価し審査する。
- (2) 各審査委員が採点した結果を集計（各項目ごとに最低点、最高点を切り捨てた合計を集計）し、合計点を評価する方式（得点方式）及び各委員の評価順位を評価する方式（順位方式）を併用する。
- (3) 得点方式で得点が最も高い者、かつ、順位方式で最も多くの委員から第一順位に評価された者を最優秀提案者に、次に得点が高い者、かつ、順位方式で次に多くの委員から第一順位に評価された者を優秀提案者とする。
- (4) (3)により両方式の該当者が一致しない場合又は同点により該当者が複数いる場合は、それぞれの方式の該当者の中から委員の多数決により最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。
- (5) その他、(3)・(4)によりがたい状況が起こった場合は、審査委員会において協議し、決定する。

10 審査委員会

- (1) 審査は、軽井沢町版レッドデータブック策定業務委託公募型プロポーザル審査委員会が行う。
- (2) 審査委員会の委員（7名）は、次のとおり。
 - ・副町長
 - ・総務課長
 - ・総合政策課長
 - ・環境課長

- ・環境課植生学専門員
- ・軽井沢町版レッドデータブック策定検討部会委員
- ・軽井沢町版レッドデータブック策定検討部会委員

11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 提出期限内に、提出書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 本要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 本要領等に違反すると認められる場合
- (5) 審査会の委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求める等、審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 見積書の見積金額（税込）が「2 業務の概要の(6)」の委託金額を超える場合

12 契約締結

契約は、選定された最優秀提案者と軽井沢町との間で、提出書類等に基づき協議を行い、契約における仕様書の内容を定め、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約の方法により契約を締結することを原則とする。また、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり企画提案書の内容をもって契約するとは限らないことに留意すること。

最優秀提案者との協議が不調となった場合には、優秀提案者と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結することとする。

13 費用負担

提出書類等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

14 留意事項

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 審査を厳正かつ公正に行うため、企画提案書及び業務実施体制表において、社名や会社のロゴマーク等により所属団体が判明する記載をしないこと。

- (3) 提出書類等は、返却しないものとする。
- (4) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (5) 提出書類等は、審査目的の範囲で複製することがある。
- (6) 提出書類等に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。
- (7) 軽井沢町は、提案者から提出された書類について、軽井沢町公文書公開条例（平成 11 年軽井沢町条例第 21 号）に基づいた請求があった場合は、第三者に開示することがある。
- (8) 提出書類等に含まれる第三者の著作物の公表等の使用については、全て提案者が当該第三者の承諾を得ておくこと。
- (9) 提案者が 1 者のみの場合であっても、審査委員会において審査し、選定の判断を行う。
- (10) 本プロポーザルにおいて知り得た情報（周知の情報は除く。）は、本プロポーザルの目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。
- (11) 本プロポーザルに関し、本要領に規定しない問題が発生した場合は、発注者と審査委員会が協議の上判断するものとする。